

技能教育のための施設等の指定の廃止について

1 宇都宮クラーク高等専修学校について

(1) 施設の概要

設置者 学校法人 大久保育英会
 理事長 大久保 知裕
 場所 宇都宮市昭和1丁目2-18
 連携高校 クラーク記念国際高等学校
 連携科目 総合実践(6単位)・簿記(6単位)・情報処理(6単位)

(2) 教育施設としての指定等

平成11年9月17日 申請(平成11年11月16日指定 県公報にて公示 公報第1106号)

令和7年10月1日 廃止(届出)(令和7年10月24日(金) 県公報にて公示予定)

私立高等学校授業料の実質無償化を受け、保護者の学費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金を最大限受給できる仕組みづくりとして、専修学校の高等課程として設置することに至ったため。

○技能連携制度について

高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育施設(専修学校、職業訓練校等)で教育を受けている場合に、高等学校の校長が一定の条件のもとに、当該技能教育施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修と見なすことが出来る制度

○関係法令

学校教育施行令(抜粋)

(指定の基準)

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

三 技能教育を担当する者(実習を担当する者を除く。)のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。

(廃止の届出)

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 その他の法令

(1) 学校教育法

第55条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

2 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

(2) 学校教育法施行令

第32条（指定の申請）、第33条（指定の基準）、第33条の2（連携科目等の指定）、第33条の3（指定の公示）、第34条（内容変更の届出）、第35条（廃止の届出）、第36条（指定の解除）、第37条（調査等）、第38条（文部科学省令への委任）

(3) 技能教育施設の指定等に関する規則

3 本県教育委員会が指定しているその他の技能教育施設

国際TBC高等専修学校	（連携先：科学技術学園高等学校 通信制課程）
国際TBC調理・パティシエ専門学校	（連携先：科学技術学園高等学校 通信制課程）
夢作志学院	（連携先：星槎国際高等学校 広域通信制課程）